

まちづくり協議会の方向性及びふるさと未来づくり資金について

1 経過

まちづくり協議会の持続可能な活動を推進していくため、ふるさと未来づくり推進委員会及びまちづくり協議会の意見を踏まえた交付金制度等の見直しを行う。

(1) ふるさと未来づくり推進委員会

令和 5 年 6 月 28 日、8 月 23 日、10 月 19 日、11 月 27 日開催

(2) まちづくり協議会との意見交換会

令和 5 年 7 月 28 日、9 月 6 日、11 月 17 日開催

2 今後のまちづくり協議会のあり方 ―重点活動方針―（令和 7 年度～）

市とまちづくり協議会が協働し、ふるさと未来づくりを推進していくにあたり、地域を取り巻く状況の変化を踏まえ、令和 7 年度からのまちづくり協議会の「重点活動方針」を提案する。

(1) 持続的な運営

人口減少・少子高齢化、生活様式の多様化等を背景として、地域の人材不足が深刻な問題となっていることから、地域を支える人材の確保・育成に取組み、まちづくり協議会の持続的な運営を図っていく。

(2) 計画的な事業実施・整理

意見交換会や住民アンケート等を実施することにより、地区まちづくり計画の改正や見直しを行い、各地区が目指すまちづくりの姿を構想していく。また、事業数を増やすだけでなく、適宜、事業の整理・見直し等を行い、計画的・効率的な事業実施に努めていく。

(3) 多様な主体との連携・参加促進

事業所・企業・NPO等との連携を進めるとともに、年齢や障がいの有無等にかかわらず誰でも参加できる組織・事業運営に取り組んでいく。

(4) 自主自立性の促進、財源の確保

将来的に自立した団体となることを目標に、市の委託事業やコミュニティビジネス等により、財源の確保に努めていく。

3 活動事業費（臨時特例分）の見直し（令和7年度～）

現制度は、平成29年度から令和6年度末までの制度。令和7年度以降について見直しを行う。

（1）見直し内容

- ① 「新規性」「次世代の人材育成」「企業等との連携」「自主自立性」を審査の項目に加え評価する。
- ② 採択事業の成果発表を行う。

（2）交付上限額

1 団体 60 万円

4 集落支援員制度を活用した交付金の見直し（令和6年度～）

まちづくり協議会による地域の主要課題の把握・設定、地区まちづくり計画の確認・見直しを推進し、事業効果・効率を高める。また、新たな財源を確保し、組織及び人材の持続性向上を図る。

（1）国の集落支援員制度

- ・ 集落対策推進を目的とした総務省の制度
- ・ 市町村からの委嘱を受け、行政職員と連携し、集落の巡回、状況把握等実施
- ・ 特別交付税の財政措置

（2）伊勢市の集落支援員制度（案）

① 委嘱対象

希望するまちづくり協議会の事務局長等（各地区1名）

② 役割

地域の実情に応じた地域コミュニティの維持・活性化対策

③ 委嘱期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

④ 交付金

60 万円（事務運営費 180 万円に追加交付）

ふるさと未来づくり資金(令和6年度～)(案)

※網掛け部分が変更箇所

対象	区分	交付対象項目	交付金額 ・ 算出根拠(上限額)		備考		
			変更後	変更前			
全地区	事務運営費	(家賃補助)	60 万円	60 万円			
		(基本額)	180 万円	180 万円			
		事務運営費 (集落支援員分)	60 万円	—	【役割】 地域の実情に応じた地域コミュニティの維持・活性化対策を行う		
	基礎部分	(基本額)	世帯数	金額	世帯数	金額	
4,000世帯以上			120 万円	4,000世帯以上	120 万円		
3,000世帯～3,999世帯			110 万円	3,000世帯～3,999世帯	110 万円		
2,000世帯～2,999世帯			100 万円	2,000世帯～2,999世帯	100 万円		
2,000世帯未満			90 万円	2,000世帯未満	90 万円		
提案地区	活動事業費	(臨時特例分) H29～R6年度		60 万円	書類審査 【評価項目】 必要性、公益性、実現性、 独創性、健全性・費用対効果		
		R7～R11年度	60 万円		【追加評価項目】 新規性、次世代の人材育成、 企業等との連携、自主自立性 【その他】 成果発表必須		
選択地区	一括交付金化事業分（4事業）	(世帯割額)	(振興助成金分) 350円×世帯数+5万円 (元気なまちづくり協働事業補助金分) 95円×世帯数+3万円		(振興助成金分) 350円×世帯数+5万円 (元気なまちづくり協働事業補助金分) 95円×世帯数+3万円		
			振興助成金分 元気なまちづくり協働事業補助金分				
		市の広報紙 配布等協力金	1,800円×世帯数+広報配布数に応じた基本額 (下表)		1,800円×世帯数+広報配布数に応じた基本額 (下表)		
			単位世帯数	基本額	単位世帯数	基本額	
			1,700世帯以上	20 万円	1,700世帯以上	20 万円	
			1,500～1,699世帯	18 万円	1,500～1,699世帯	18 万円	
			1,300～1,499世帯	16 万円	1,300～1,499世帯	16 万円	
			1,100～1,299世帯	14 万円	1,100～1,299世帯	14 万円	
			900～1,099世帯	12 万円	900～1,099世帯	12 万円	
			700～899世帯	10 万円	700～899世帯	10 万円	
			500～699世帯	8 万円	500～699世帯	8 万円	
	300～499世帯		6 万円	300～499世帯	6 万円		
100～299世帯	4 万円	100～299世帯	4 万円				
100世帯未満	2 万円	100世帯未満	2 万円				
	廃棄物減量等 推進員事業分	150世帯につき6,000円	150世帯につき6,000円				

伊勢市 PPP/PFI 手法導入優先的検討指針の策定について

1 趣旨

国及び地方公共団体において、極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様な PPP/PFI (※) 手法を拡大することが必要となっております。

こうした中、国は令和 3 年度に「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」を改訂し、人口 10 万人以上の地方公共団体に対し令和 5 年度末までに優先的検討規程の策定を求めたことから、本市においても「伊勢市 PPP/PFI 手法導入優先的検討指針」を定めるものです。

※PPP とは、「Public Private Partnership」の頭文字で、公共サービスの提供や公共施設の整備等について、民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で「公民連携」とも呼ばれます。

※PFI とは、「Private Finance Initiative」の頭文字で、「民間資金を活用した社会資本整備」と訳され、公共施設等にかかる費用の資金調達、設計、建設、維持管理、運営等を一括して、民間事業者等に委ねることにより、民間事業者等の資金、経営能力、技術的能力を活用し、行政が直接実施するよりも効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る手法です。

2 優先的検討指針に定める主な内容

(1) 優先的検討の開始時期（指針 P3）

- ① 公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定するとき
- ② 公共施設等の運営等の見直しを行うとき

(2) 優先的検討の対象とする事業（指針 P3）

- ① 次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業
 - ア 建築物またはプラントの整備等に関する事業
 - イ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業
- ② 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業
 - ア 事業費の総額が 10 億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
 - イ 単年度の事業費が 1 億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）

(3) 優先的検討の方法（指針 P4、P5）

① PPP/PFI 手法の選択

当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な PPP/PFI 手法（以下「採用手法」という。）を選択する。

② 簡易な検討

指針の別紙「PPP/PFI 手法簡易定量評価調書」により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

③ 詳細な検討

簡易な検討において採用手法の導入に適すると評価された公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

3 導入時期 令和 6 年 4 月 1 日

※既に公共施設整備事業に着手している場合など、整備手法が決定している場合は、本指針に基づく優先的検討は対象外とします。

総務政策委員会資料 2-2

令和 6 年 2 月 7 日

担当：資産経営部資産経営課

伊勢市 PPP/PFI 手法導入 優先的検討指針 (案)

令和 6 年 月
伊 勢 市

新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めることを目的として、公共施設等の整備等に多様な PPP/PFI 手法を導入するための優先的検討指針を次のように定める。

第1章 総則

1 目的

本指針は、優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、市民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 定義

本指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) PFI 法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
(平成 11 年法律第 117 号)
- (2) 公共施設等 PFI 法第 2 条第 1 項に規定する公共施設等
- (3) 公共施設整備事業 PFI 法第 2 条第 2 項に規定する公共施設等の整備等に関する事業
- (4) 利用料金 PFI 法第 2 条第 6 項に規定する利用料金
- (5) 運営等 PFI 法第 2 条第 6 項に規定する運営等
- (6) 公共施設等運営権 PFI 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権
- (7) 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、市民に対するサービスの提供を含む。
- (8) 優先的検討 本指針に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること

3 対象とする PPP/PFI 手法

本指針の対象とする PPP/PFI 手法は次に掲げるものとする。

(1) 民間事業者が設計、建設又は製造及び運営等を担う手法

手法名		概 要
P F I	BT 方式 (建設 Build・移転 Transfer)	民間事業者が資金調達を行い、施設を設計・建設し、建設完成直後に行政に所有権を移転する。
	BT0 方式 (建設 Build・移転 Transfer・運営 Operate)	民間事業者が資金調達を行い、施設を設計・建設し、建設完成直後に行政に所有権を移転した上で、民間事業者が施設を維持管理、運営する。
	BOT 方式 (建設 Build・運営 Operate・移転 Transfer)	民間事業者が資金調達を行い、施設の設計・建設・維持管理・運営を行う。 施設の所有権は、事業終了後に民間事業者から行政に移転する。
	B00 方式 (建設 Build・所有 Own・運営 Operate)	民間事業者が資金調達を行い、施設の設計・建設・維持管理・運営を行う。 施設の所有権は、民間事業者のまま、事業終了時点で民間事業者が施設を解体・撤去等する。
	R0 方式 (改修 Renovate・運営 Operate)	民間事業者が資金調達を行い、施設の改修・補修を行い、施設を維持管理・運営を行う。施設の所有権は行政のままとなる。
DBO 方式 (設計 Design・建設 Build・運営 Operate)		行政が資金調達を行い、民間事業者に設計・建設・維持管理・運営を委託する。施設の所有権は行政となる。
ESCO 事業		民間事業者の資金やノウハウを活用して、照明や空調などの設備を省エネ設備に改修し、削減した光熱水費で工事費や維持管理費等の経費をまかなう事業。

(2) 民間事業者が運営等を担う手法

手法名		概 要
P F I	公共施設等運営権（コンセッション）方式	利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を行政が有したまま、PFI 法に基づき施設の運営権を民間事業者に付与する方式。
指定管理者制度		公の施設について、市が指定する法人その他の団体である民間事業者に管理運営を委ねる方式。
包括的民間委託		事務事業に係る一連の業務を包括して民間事業者に委託する方式。
O 方式（運営 Operate）		民間事業者が維持管理及び運営を行う方式。

(3) その他

手法名	概 要
特定建築者制度	(市街地再開発事業の特定建築者制度、特定業務代行制度及び特定事業参加者制度並びに土地区画整理事業の業務代行方式をいう。) 市街地再開発事業において整備する建築物を施行者に代わり事業者が建築する制度。
民間建設借上方式 (リース方式)	民間事業者の資金で施設を整備し、施設を一定期間行政にリースする。

※上記の PPP/PFI 手法は例示であり、上記以外の手法を活用することも可能

第2章 優先的検討の開始時期

次の各号のいずれかに該当する場合に優先的検討を行うものとする。

- 1 公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定するとき
- 2 公共施設等の運営等の見直しを行うとき

第3章 優先的検討の対象とする事業

次の1及び2に該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。

- 1 次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業
 - (1) 建築物又はプラントの整備等に関する事業
 - (2) 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業
- 2 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業
 - (1) 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
 - (2) 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）
ただし、(1)(2)の事業費基準に満たない事業でも、PPP/PFI手法の導入が適切な場合は、優先的検討を行うことができるものとする。
- 3 対象事業の例外
次に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。
 - (1) 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
 - (2) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基

- づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業
- (3) 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
 - (4) 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

第4章 適切な PPP/PFI 手法の選択

1 採用手法の選択

優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、次の第5章の簡易な検討又は第6章の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な PPP/PFI 手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

2 評価を経ずに行う採用手法

第5章の簡易な検討及び第6章の詳細な検討を省略できる手法は次のとおりとする。

(1) 第5章の簡易な検討及び第6章の詳細な検討が省略できる手法

① 指定管理者制度

(2) 第5章の簡易な検討を省略できる手法

① 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合における BT0 方式

② 民間事業者から PPP/PFI に関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法

③ 市において同じ方式にて事業を実施した実績があり、有効と判断する場合の当該採用手法

第5章 簡易な検討

1 費用総額の比較による評価

別紙の PPP/PFI 手法簡易定量評価調書により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

「第4章 適切な PPP/PFI 手法の選択」において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場

合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

- (1) 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- (2) 公共施設等の運営等の費用
- (3) 利用料金収入
- (4) 資金調達に要する費用
- (5) 調査に要する費用
- (6) 民間事業者の適正な利益及び配当

2 その他の方法による評価

採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、1にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

- (1) 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
- (2) 類似事例の調査を踏まえた評価

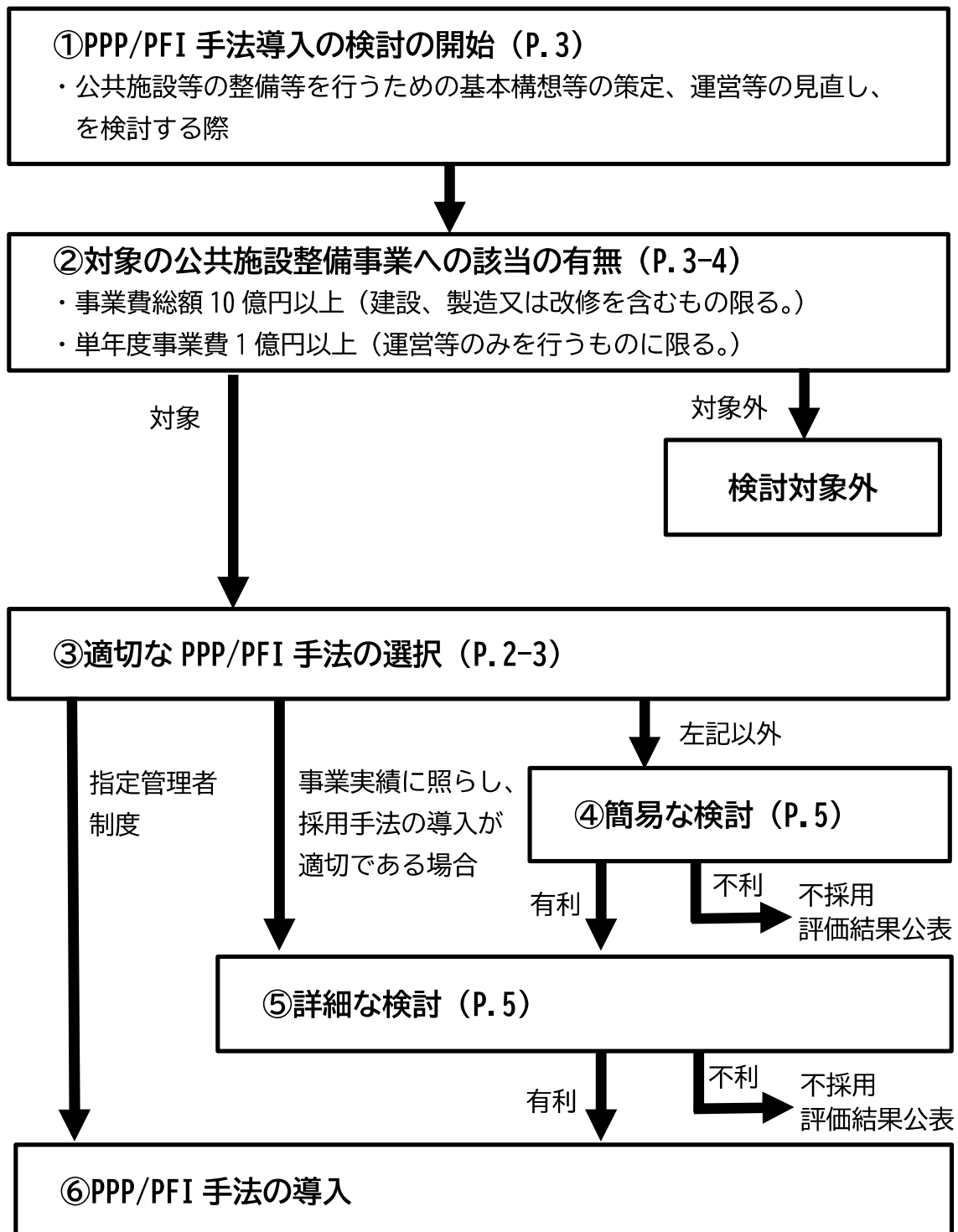
第6章 詳細な検討

第5章の簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

第7章 評価結果の公表

市は、「簡易な検討」または「詳細な検討」の結果、PPP/PFI 手法の導入検討を行わないと判断した場合、PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨及び評価内容を市のウェブサイト上で公表する。

<PPP/PFI 優先的検討のフロー>



PPP/PFI 手法簡易定量評価調書

	従来型手法 (公共施設等の管理者等が自ら 整備等を行う手法)	採用手法 (候補となる PPP/PFI 手法)
整備等（運営等 を除く。）費用		
<算出根拠>		
運営等費用		
<算出根拠>		
利用料金収入		
<算出根拠>		
資金調達費用		
<算出根拠>		
調査等費用		
<算出根拠>		
税金		
<算出根拠>		
税引後損益		
<算出根拠>		
合計		
合計（現在価値）		
財政支出削減率		
その他 (前提条件等)		

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書記載の根拠

(1) 従来型手法による場合の費用（PSC）の算定根拠

公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	
公共施設等の運営等の費用	
利用料金収入	
資金調達に要する費用	
調査に要する費用	
民間事業者の適正な利益及び配当	

(2) 採用手法を導入した場合の費用の算定根拠

公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	
公共施設等の運営等の費用	
利用料金収入	
資金調達に要する費用	
調査に要する費用	
税金	
民間事業者の適正な利益及び配当	

(3) その他の仮定

事業期間	
割引率	

(仮称)スマートシティ伊勢推進構想(案)のパブリックコメントの結果について

1 パブリックコメントの実施結果及び対応について

(1) パブリックコメント実施の概要

① 意見募集の期間

令和5年12月1日(金)～令和6年1月4日(木)

② 意見提出の対象者

伊勢市に在住、通勤又は通学されている人など

③ 周知方法

- ・伊勢市公報
- ・伊勢市ホームページ
- ・広報いせ
- ・伊勢市公式LINE
- ・伊勢市行政チャンネル文字放送
- ・デジタルサイネージ「わがまちNAVI」

で周知するとともに、次に掲げる場所に備え置き、縦覧に供した。

<計画(案)の縦覧場所(20箇所)>

- ・市役所(本館1階市民ホール、デジタル政策課、総務課)
- ・総合支所生活福祉課(二見、小俣、御園)
- ・支所(神社、大湊、浜郷、宮本、豊浜、北浜、城田、四郷、沼木)
- ・市立図書館(伊勢、小俣)
- ・生涯学習センター(いせトピア、二見)
- ・いせ市民活動センター

(2) 意見募集の結果(別表参照)

- ・意見数 持参1件(意見人数1人)

(3) 意見による計画案の修正

なし

2 今後のスケジュール

令和6年2月 総務政策委員会(パブリックコメント結果報告)

令和6年3月 策定・公表

**(仮称) スマートシティ伊勢推進構想(案)の
パブリックコメントに対する市の考え方**

No.	課題・分野	資料 頁	意見内容	市の考え方	修正の 有無
	I. 策定の背景・趣旨	4, 5	伊勢市で今後、デジタル技術を活用するとあります。それによって少ない人数でも行政事務が効率的にできるメリットがあるからということです。 しかしながら、最近のニュースで大手銀行が一斉に業務停止した事故がありました。	伊勢市では、行政のデジタル化を推進していますが、	無
	IV. 将来像・基本理念・基本原則	10	私のようにスーパーでセルフレジを一度もしていないデジタル弱者にとっては、デジタル行政は不安でなりません。私自身もパソコンは使用していますが、いつハッカーにやられないかと恐怖におののいています。なので、パソコンでの支払いではなく現金振り込みなどしかしていません。ところが、このスマートシティ構想では、キャッシュレス決済推進がうたわれています。	V. 目指す姿・取組の方向性の(2)「②安全安心の確保」にも記載のとおり、デジタルに不安や苦手意識を抱える方でも使いやすいツールの導入などに取り組んでまいります。 また、VI 将来像・基本理念・基本原則(3)「スマートシティ伊勢の基本5原則の原則③」に記載のとおり、サイバー攻撃やデータ流出などに対応した適切なセキュリティ対策を講じるなど、安心して生活を送っていただけるように努めてまいります。	
	V. 目指す姿・取組の方向性	12, 13	そして、私はマイナンバーカードの活用も暗証番号の記憶に自信がないので、カードは取得していません。 来年末の保険証廃止にも反対です。医療機関でシステム障害が発生した場合、大病院で		

			は専門家も常駐しているかとは思いますが、中小病院でどうなのか懸念します。現時点では不安の方が大です。 個人情報・プライバシー保護も考慮しますとありますが、本人の同意なしに自衛隊員募集の際、適応年齢の氏名を自治体が開示した例もあります。		
	VII. 推進体制	21	最も懸念するのはサイバー攻撃などでデータ流出の危険性もないわけではありません。それに対し、アドバイザーもいるから安心ですとは言えないのではないかと危惧します。		

伊勢市郷土資料館基本計画の策定について

1. 郷土資料館基本計画策定委員会の設置・開催

第 1 回

- ・開催日 令和 5 年 12 月 19 日
- ・内容 基本構想の審議等

2. 基本構想(案)

1. 施設の概要

2. 背景

3. 現状の課題

- (1)伊勢市の歴史・文化を総合的に発信する博物館施設の整備
- (2)郷土の歴史的資料の保存と活用
- (3)各博物館施設の相互連携

4. 郷土資料館の基本理念

『過去から繋がる歴史・文化を現在・未来へと継承し、郷土の魅力を発信するための拠点となる資料館』

5. 郷土資料館の基本方針

- (1)歴史的資料を収集し、調査・研究成果の展示や教育普及活動を行う資料館
- (2)伊勢市の歴史・文化への理解を深め、あらゆる世代が愛着や誇りを育むことができる資料館
- (3)他の博物館施設と連携し、相乗効果を生むための拠点としての資料館
- (4)魅力ある歴史・文化を広く情報発信し、観光をはじめとした地域振興に貢献する資料館

3. 今後のスケジュール(予定)

- | | |
|----------|------------------------------------|
| 令和6年 1 月 | 第2回郷土資料館基本計画策定委員会
・基本構想、基本計画の審議 |
| 2月～ | 基本計画の審議(継続) |
| 7月 | パブリック・コメントの実施 |
| 8月 | 基本構想・基本計画の策定
建物改修設計、展示設計 |
| 令和7年度～ | 建物改修工事、展示工事 |

開館